

経管投与患者様への投薬法～簡易懸濁法の説明～

当院では、経管投与患者様の投薬に際し、安全で確実な投薬法である『簡易懸濁法』という方法で対応しております。

【簡易懸濁法とは・・・】

お薬を経管栄養チューブから投与する場合に錠剤やカプセル剤を粉末状にせず、そのまま温湯(約55℃)に入れて溶かし崩壊させ、お薬を投与する方法です。

【錠剤やカプセル剤を粉末状にしないことによるメリット】

- 薬の効果・安定性が保たれます。

投与直前まで錠剤・カプセルのままなので、粉末状にしたときと比べて光、温度、湿度、配合変化などの影響を受けません。

- チューブを閉塞させません。

『内服薬経管投与ハンドブック』（じほう）により薬のチューブ通過性を確認しています。

- 薬の量が減っていません。

粉末状にすると、調剤時に薬の量が減ってしまいます。

- 水に溶けない成分を加えません。

粉末状に調剤する場合、均一分けるためバレイシヨテンポン等水に溶けない成分を加える必要があり、経管投与しにくくなります。

- お薬の確認ができます。

簡易懸濁法では錠剤・カプセル剤のままなので、投与直前までお薬の確認ができます。

- 中止・変更が簡単に対応できます。

数薬品を一緒に混ぜた粉薬では、中止・変更に対応できません。

- 薬代が安くなります。

同じ薬でも、錠剤よりも粉薬の方が高いことが多くあります。

- 待ち時間が短縮されます。

簡易懸濁法では錠剤・カプセル剤のままなので、調剤にかかる時間が粉末状にするよりはるかに少なく、患者様のお薬の待ち時間が短縮されます。

お問い合わせ等ございましたら、

医療法人 長谷川会

湘南ホスピタル薬剤科

0466-33-5111

へお電話下さい。